

○立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会設置条例

令和2年6月22日条例第34号

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会設置条例

(設置)

第1条 立川市新学校給食共同調理場の整備及び運営を行う者（以下「事業者」という。）を総合的に評価して選定するため、立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審査し、答申するものとする。

- (1) 事業者の選定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、市長が委嘱し、又は指名する次の各号に掲げる委員5人以内をもって組織する。この場合において、委員の半数以上が、学識経験者であるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、当該職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 審査委員会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(報告)

第8条 委員は、特定の企業及び個人に対する便宜及び利益誘導の要請、依頼等の働きかけを受けた場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。